

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告 示

○救急医療機関の認定	一	(医療政策課)
○県営土地改良事業の換地処分(二件)	一	(農村整備課)
○保安林の指定	一	(森林整備課)
○道路の供用開始	二	(道路課)
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	二	(都市計画課)

ページ

## 告 示

## ○宮城県告示第七十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和四年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市市民病院鹿島台分院	大崎市鹿島台平渡字東要害二十番地	令和四年二月十四日	令和七年二月十三日

## ○宮城県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

二 俣南地区

二 処分の年月日

令和四年二月一日

## ○宮城県告示第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

大里地区

二 処分の年月日

令和四年二月三日

## ○宮城県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市本吉町下宿二二の一、二三の一、二四の一、二六の一、二八の一、二〇の一、一一二の一、一一三の一、一一七の二、一一一の一、一二三の二、一二四の二、一二五の二、一二六の二、一二八の二、一二九の二、一四〇の一、一四三の一、一四四の一、一四七の一

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市魚町三丁目四番一地从先から同市魚町三丁目四番一〇地先まで	令和四年二月二十一日

○宮城県告示第八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

令和四年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番二、四十八番一、四十九番一、四十九番三、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番二、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、

百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十二番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百五十四番、百五十五番、百五十八番一の一部、二百番一の一部及び三・三・百三十二号一國幹線の一部

四 事務所の所在地

塩竈市海岸通三番十号

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を令和五年三月三十一日に変更する。

七 変更認可の年月日

令和四年二月九日